

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月30日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

鈴鹿市上下水道局管理規程第4号

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成10年鈴鹿市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（宿泊費） 第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>地域の実情を勘案して別表に定める額（以下、「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額の額を超える場合であって、出張命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>（1） 会議、研修その他行事に参加する場合において、主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。</u> <u>（2） 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。</u>	（宿泊費） 第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（<u>次条において「宿泊費基準額」という。</u>）とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、出張命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

(1) 略

(2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、前号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）。

2・3 略

別表（第13条関係）

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
----	-------------------

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 略

(2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2・3 略

別表第1（第13条関係）

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
----	-------------------

北海道	<u>15,000円</u>
青森県	<u>12,000円</u>
岩手県	<u>10,000円</u>
宮城県	<u>12,000円</u>
略	
福島県	<u>9,000円</u>
略	
栃木県	<u>11,000円</u>
群馬県	<u>12,000円</u>
埼玉県	<u>16,000円</u>
略	
東京都	<u>21,000円</u>
略	
石川県	<u>10,000円</u>
略	
山梨県	<u>13,000円</u>
長野県	<u>13,000円</u>
略	
静岡県	<u>12,000円</u>
愛知県	<u>12,000円</u>
三重県	<u>12,000円</u>
略	
京都府	<u>20,000円</u>
大阪府	<u>16,000円</u>
兵庫県	<u>17,000円</u>
奈良県	<u>12,000円</u>
略	
鳥取県	<u>9,000円</u>
島根県	<u>12,000円</u>

北海道	<u>13,000円</u>
青森県	<u>11,000円</u>
岩手県	<u>9,000円</u>
宮城県	<u>10,000円</u>
略	
福島県	<u>8,000円</u>
略	
栃木県	<u>10,000円</u>
群馬県	<u>10,000円</u>
埼玉県	<u>19,000円</u>
略	
東京都	<u>19,000円</u>
略	
石川県	<u>9,000円</u>
略	
山梨県	<u>12,000円</u>
長野県	<u>11,000円</u>
略	
静岡県	<u>9,000円</u>
愛知県	<u>11,000円</u>
三重県	<u>9,000円</u>
略	
京都府	<u>19,000円</u>
大阪府	<u>13,000円</u>
兵庫県	<u>12,000円</u>
奈良県	<u>11,000円</u>
略	
鳥取県	<u>8,000円</u>
島根県	<u>9,000円</u>

岡山県	<u>14,000円</u>	岡山県	<u>10,000円</u>
広島県	<u>14,000円</u>	広島県	<u>13,000円</u>
山口県	<u>9,000円</u>	山口県	<u>8,000円</u>
略		略	
愛媛県	<u>12,000円</u>	愛媛県	<u>10,000円</u>
高知県	<u>12,000円</u>	高知県	<u>11,000円</u>
福岡県	<u>17,000円</u>	福岡県	<u>18,000円</u>
略		略	
長崎県	<u>13,000円</u>	長崎県	<u>11,000円</u>
略		略	
宮崎県	<u>11,000円</u>	宮崎県	<u>12,000円</u>
鹿児島県	<u>11,000円</u>	鹿児島県	<u>12,000円</u>
沖縄県	<u>12,000円</u>	沖縄県	<u>11,000円</u>

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規程第2条第1号に規定する出張命令権者（以下「出張命令権者」という。）が新規程第3条第5項に規定する出張命令等（以下「出張命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）した場合又は死亡した場合において新規程第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令権者が出張命令等を発し、かつ、施行日以後に出張命令権者が新規程第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応

する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新規程第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。